

第 八 十 八 号 議 案

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

江戸川区保育所条例（昭和三十六年四月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表江戸川区南葛西保育園の項を削る。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区南葛西保育園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。